

氷川町高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ過における物価高騰の影響を受けて費用が増加している高齢者施設等の負担軽減を図り、安定的な高齢者支援体制を確保することを目的として実施する氷川町高齢者施設等物価高騰対策支援金（以下、「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、氷川町費補助金交付規則（平成17年氷川町規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和5年9月30日において、次の各号のいずれかに該当する氷川町内の高齢者施設等（高齢者へのサービス提供に当たり、介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める専用の設備基準、人員基準及び運営基準を満たすもの（市町村及び一部事務組合が開設するものを除く。）をいう。）を所管する法人であって、今後も事業を継続する意思を有するものとする。

- (1) 入所系施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所生活介護事業所（空床型利用を除く。）、短期入所療養介護事業所（空床型利用を除く。）、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム（みなし有料老人ホームを含み、特定施設入居者生活介護事業又は地域密着型特定施設入居者生活介護事業の指定を受けている施設を除く。）をいう。）
- (2) 通所系事業所（通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（当該事業所専有のスペースを有する場合に限る。）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は通所型サービスA（事業所指定）をいう。）
- (3) 訪問系事業所（訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（みなし指定を除く。）、訪問リハビリテーション事業所（みなし指定を除く。）、居宅療養管理指導事業所（みなし指定を除く。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所又は訪問型サービスA（事業所指定）をいう。）

(対象経費等)

第3条 支援金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、令和5年1月1日から同年9月30日までの間における別表対象経費の欄に掲げる経費とする。

2 支援金の額は、別表区分の欄に掲げる施設ごとに、同表金額の欄に掲げる額とする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、氷川町高齢者施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）を令和5年11月30日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付を適当と認めるときは、氷川町高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対して、速やかに支援金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該支援金の交付の決定内容に不服があるとき、その他特別な事情があるときは、町長の指定する期日までに氷川町高齢者施設等物価高騰対策支援金取下書(様式第4号)により申請の取下げをすることができる。この場合においては、当該申請に係る支援金の交付の決定は、なかったものとみなす。

2 申請の取下げをすることができる期間は、前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。

(関係書類の整備)

第7条 交付決定者は、支援金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、証拠書類を整備し、当該帳簿等及び証拠書類を支援金の交付決定の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した支援金があるときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 支援金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) その他町長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、氷川町高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定(一部・全部)取消通知書(様式第3号)により交付決定者に通知するものとする。

(検査及び報告)

第9条 町長は、支援金の適正な支出のため、必要に応じて交付決定者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。この場合において、交付決定者は、これに応じなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 支援金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第9条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

区 分	金 額	対象経費
<p>【入所系施設】</p> <p>介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所生活介護事業所（空床型利用を除く。）、短期入所療養介護事業所（空床型利用を除く。）、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム又は軽費老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定員19人以下 56,000円/箇所 ・定員20～39人 185,500円/箇所 ・定員40～69人 346,500円/箇所 ・定員70～89人 507,500円/箇所 ・定員90人以上 637,000円/箇所 	<p>需用費（食材費、光熱水費及び燃料費）及び委託料（給食に係るものに限る。）の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p>
<p>【入所系施設（有料老人ホーム）】</p> <p>有料老人ホーム（みなし有料老人ホームを含む。ただし、特定施設入居者生活介護事業又は地域密着型特定施設入居者生活介護事業の指定を受けている施設を除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定員19人以下 28,000円/箇所 ・定員20～39人 91,000円/箇所 ・定員40～69人 171,500円/箇所 ・定員70～89人 252,000円/箇所 ・定員90人以上 318,500円/箇所 	
<p>【通所系事業所】</p> <p>通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（当該事業所専有のスペースを有する場合に限る。）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は通所型サービスA（事業所指定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常規模型 38,500円/箇所 ※延利用者750人以下/月 ・大規模型 80,500円/箇所 ※延利用者750人超/月 ※小規模多機能型居宅介護事業所 ※看護小規模多機能型居宅介護事業所 	
<p>【訪問系事業所】</p> <p>訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（みなし指定を除く。）、訪問リハビリテーション事業所（みなし指定を除く。）、居宅療養管理指導事業所（みなし指定を除く。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所又は訪問型サービスA（事業所指定）</p>	<p>28,000円/箇所</p>	

備考

- 1 定員数は、令和5年9月30日時点の定員とする。
- 2 同一事業所が介護サービス事業と介護予防サービス事業等の複数の指定を受けている場合は、介護サービス事業のみを対象とする（介護予防サービス事業のみの指定を受けている場合は、対応する介護サービス事業として対象とする。）。
- 3 訪問系みなし指定事業所であっても、介護保険法に定める専用の設備基準、人員基準及び運営基準を満たす場合は、対象とする。

様式第1号（第4条関係）

申請日 令和 年 月 日

(宛先) 氷川町長 様

〒

所在地

法人名

代表者名

⑩

電話番号

氷川町高齢者施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書

氷川町高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請及び実績報告し、支援金を請求します。

記

1 支援金申請額 円

2 対象事業所

No.	サービス名	事業所名	定員区分	支援金額	町確認
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

3 誓約・同意事項（※署名又は押印が必要です。）

次の項目に誓約及び同意します。

- 1 申請者は、交付要綱第2条に規定する交付対象者の要件を満たしています。
- 2 対象事業所は、令和5年1月1日から令和5年9月30日までの間に運営実態があり、物価高騰の影響を受けて費用が増加しています。また、この支援制度を利用しても、なお費用の増加分に足りません。
- 3 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、氷川町暴力団排除条例（平成23年氷川町条例第9号）に規定する暴力団員等に該当しません。
- 4 氷川町から報告、調査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 氷川町が許認可等の確認のため、関係機関に照会することに同意します。
- 6 支援金の交付については、添付した振込口座へ入金することに同意します。
- 7 要綱第8条第1項の規定により、交付決定の取消しに係る部分に関し、既に交付された支援金の返還を命じられた場合は、定められた期限までに返還します。

令和 年 月 日

法人名 _____

代表者名 _____ (印)

4 振込先口座

金融機関名		店名	
金融機関コード	店番

預金種別	口座番号	口座名義
	

5 振込先口座が確認できる通帳の写し

通帳の写しを
貼り付けてください。

様式第2号（第5条関係）

令和 年 月 日
第 号

（交付決定者名）様

氷川町長

氷川町高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました標記支援金について、氷川町高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱第5条第1項に規定により、下記の金額を交付することに決定し、額を確定したので通知します。

記

交付決定金額 金 円

様式第3号（第8条関係）

令和 年 月 日
第 号

（交付決定者名）様

氷川町長

氷川町高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定
（一部・全部）取消通知書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定しました標記支援金については、氷川町高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付を（一部・全部）取消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消し理由 | | |

様式第4号（第6条関係）

令和 年 月 日

（宛先）氷川町長 様

〒

所在地

法人名

代表者名

電話番号

氷川町高齢者施設等物価高騰対策支援金取下書

氷川町高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱第6条の規定に基づき、申請を取下げます。